

## <特別会計>

### 国民健康保険事業特別会計

5,000 千円

国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」に盛り込まれた、感染するなどした被用者に対する傷病手当金の追加

対 象 者：被用者のうち、新型コロナウイルスに感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者で、療養のため労務に服することができない者

対象期間：労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した

日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

支 給 額：直近3か月の給与収入合計額÷就労日数×2/3×支給対象となる日数

(単位:千円)

事 項		補正前	補正額	補正後
	国民健康保険事業特別会計 計	72,686,000	5,000	72,691,000
	(歳入)			
	・ 県支出金（保険給付費等交付金 特別交付金）		5,000	
	(歳出)			
	・ 保険給付費（傷病手当金）		5,000	